

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20220105	株式会社NISIKITak ン—(法人番号 2240001043732) 代表 者梅村尚史	広島県広島市西区中広町2 丁目10番3号	中広営業所	広島県広島市西区中広町2 丁目10番3号	輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和2年11月18日及び令和3年2月17日、重傷 事故を端緒として監査を実施。7件の違反が認 められた。(1)疾病・疲労等のおそれのある乗務 禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録 事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)乗 務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37 条第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違 反(運輸規則第38条第1項)、(5)運転者に対す る指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第 38条第1項)、(6)特定の運転者に対する特別な 指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)特 定の運転者に対する適性診断受診義務違反 (運輸規則第38条第2項)	3	3
20220111	有限会社東和交通(法 人番号9240002033503) 代表者神田健治	広島県呉市海岸1丁目7番8 号	本社営業所	広島県呉市築地町4-3	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和3年10月7日及び同年11月25日、行政処 分を受けた際の改善状況が不十分であったこと を端緒として監査を実施。3件の違反が認めら れた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24 条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(運 輸規則第25条第3項)、(3)乗務員台帳の記載事 項義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0
20220111	有限会社東和交通(法 人番号9240002033503) 代表者神田健治	広島県呉市海岸1丁目7番8 号	広営業所	広島県呉市広町字文化新 開1071番地1	文書警告	道路運送法第27条第3 項	令和3年10月7日及び同年11月25日、行政処 分を受けた際の改善状況が不十分であったこと を端緒として監査を実施。3件の違反が認めら れた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24 条第5項)、(2)乗務等の記録事項義務違反(運 輸規則第25条第3項)、(3)乗務員台帳の記載事 項義務違反(運輸規則第37条第1項)	0	0
20220120	有限会社J.s交通(法 人番号4240002025091) 代表者新本修三	広島県広島市安佐南区古 市二丁目14番18号	本社営業所	広島県広島市安佐南区伴 中央5丁目2番16号	輸送施設の使用停止 (103日車)及び文書警 告	道路運送法(以下「法」 という。)第15条第1項及 び法第27条第3項	令和2年12月3日、令和3年2月3日及び同年3月 8日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の 違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違 反(車庫)(法第15条第1項)、(2)疾病・疲労等 のおそれのある乗務禁止違反(旅客自動車運 送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第 5項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24 条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違 反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録 事項義務違反(運輸規則第25条第3項及び第4 項)、(6)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸 規則第37条第1項)、(7)事業用自動車の定期点 検整備義務違反(運輸規則第45条第1号)、(8) 事業用自動車の定期点検整備記録簿の保存 義務違反(運輸規則第45条第2号)	11	11